

# 第III章 給水装置工事の手続き

## 1 給水装置工事の手続き

給水装置工事は、あらかじめ企業長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水条例第5条)

本章では、給水装置工事の申込みから当該工事が完了するまでの手続きについて述べるものである。

### 1.1 指定事業者が施行する給水装置工事

#### 1 事務処理の流れ

事務処理の流れは、給水装置工事業務フロー図（図III-1-1）のとおりである。

なお、企業長が行う給水装置工事に係る事務手続きは、所管する事務所が行う。

#### 2 給水装置工事の申込み

指定事業者における給水装置工事の申込みは次の事項による。

(1) 給水を受けようとする申込者（給水装置工事申請者）が指定事業者を選定し、申込者と指定事業者とで工事契約を交わす。

(2) 指定事業者は、工事申込みに必要なすべての図書を申込者に説明の上作成し、企業長に申し込む。

(3) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

なお、「施工基準様式」とは、本施工基準で定める様式とする。

##### ① 「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）

給水条例第5条の承認（施行承認）及び給水条例第7条第2項の設計審査に基づく申請のための様式。

##### ② 「同意書・誓約書」（施工基準第2号様式）

給水条例第7条第3項の企業長が求める場合の様式。

##### ③ 「使用材料基準適合確認書」（施工基準第3号様式）

給水条例第7条第2項の設計審査に基づく材料確認のための様式。

この様式は、工事検査申請時にも使用する。

##### ④ 「設計図」（施工基準第4号様式）

設計図には、位置図、平面図、立面図等を図示する。

##### ⑤ 「給水装置工事申請書類チェックリスト」（施工基準第6号様式）

申請に必要な提出図書は、このチェックリストに基づき確認する。

##### ⑥ その他企業長が必要と認めたもの

「代理人・管理人選定届」、「貯水槽水道（設置・変更・廃止）届」、「自己認証品使用報告書」など。

#### 3 三階以上建物への直結直圧式給水の申込み

三階以上建物への直結直圧式給水の申込みを行う者は、「第IV章 5.1 直結直圧式」

によるものとする。

- (1) 申込みを行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に「三階以上建物直結直圧式給水事前協議申請書」(施工基準第7号様式)及び必要添付図書を企業長に提出し、事前協議を行うこと。

なお、次表に該当する場合は、事前協議を省略できるものとする。

表III-1-1 当該地区配水管の最小動水圧と建物要件

配水管最小動水圧	建物要件等
0.25 MPa (2.55kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上	<ul style="list-style-type: none"><li>① 3階建て建物</li><li>② 3階部分設置水栓高さが道路面(GL)から10m以下</li><li>③ 分岐口径が75mm以下</li><li>④ 分岐口径は、被分岐管口径の1口径以下</li><li>⑤ メータ一口径が20mm以上</li><li>⑥ 次のいずれかに該当<ul style="list-style-type: none"><li>ア 一戸建て住宅</li><li>イ 店舗兼用住宅</li><li>ウ 店舗</li><li>エ 事務所</li><li>オ 集合(共同)住宅</li><li>カ その他直結直圧式給水が適当と認めた建物</li></ul></li></ul>
0.3 MPa (3.06kgf/cm <sup>2</sup> ) 以上	<ul style="list-style-type: none"><li>① 4階建て建物</li><li>② 4階部分設置水栓高さが道路面(GL)から13m以下</li><li>③ 分岐口径が75mm以下</li><li>④ 分岐口径は、被分岐管口径の1口径以下</li><li>⑤ メータ一口径が20mm以上</li><li>⑥ 次のいずれかに該当<ul style="list-style-type: none"><li>ア 一戸建て住宅</li><li>イ 店舗兼用住宅</li><li>ウ 店舗</li><li>エ 事務所</li><li>オ 集合(共同)住宅</li><li>カ その他直結直圧式給水が適当と認めた建物</li></ul></li></ul>

※申請地の最小動水圧については、各事務所に確認

- (2) 事前協議を受けた企業長は、直結直圧式給水の可否について調査し、「三階以上建物直結直圧式給水調査報告書」(施工基準第8号様式)をもって回答する。

- (3) 申込みを行う者は、その回答により給水方式の決定を行い、給水装置の設計を行わなければならない。直結直圧式給水が可の回答を受けた場合は、給水装置工事の申込み時に、その回答の写しを添付すること。

#### 4 直結増圧式給水工事の申込み

直結増圧式給水の申込みを行う者は、「第IV章 5.2 直結増圧式」によるものとする。

- (1) 申込みを行う者は、給水装置工事の申込みを行う前に、「直結増圧式給水事前協議申請書」(施工基準第9号様式)及び必要添付図書を企業長に提出し、事前協議を行うこと。

- (2) 事前協議を受けた企業長は、直結増圧式給水の可否を調査し「直結増圧式給水調

査報告書」(施工基準第10号様式)をもって可否について回答する。

(3) 申込みを行う者は、可否の結果に基づいて給水方式の決定を含む当該給水装置の設計を行わなければならない。

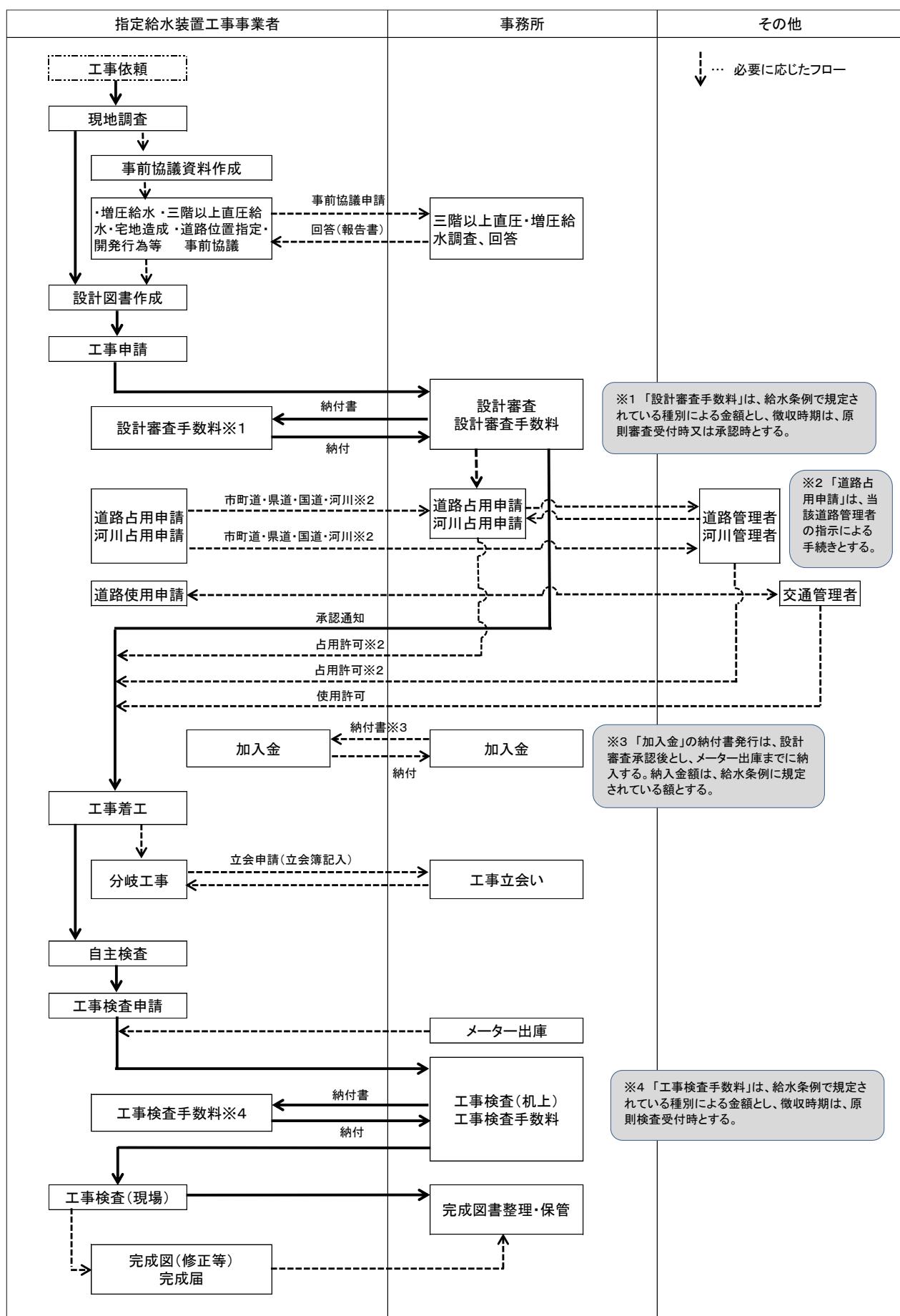
(4) 申込みに際しての提出図書は次のとおりとする。

- ① 「直結増圧式給水調査報告書」(施工基準第10号様式)の写し
- ② 「直結増圧式給水装置設置申請書」(施工基準第11号様式)
- ③ 「直結増圧式給水装置調書」(施工基準第12号様式)
- ④ 「直結増圧式給水装置に関する承諾書(新設・既設)」(施工基準第13号様式)
- ⑤ 水理計算書
- ⑥ その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

## 5 貯水槽式水道工事の申込み

(1) 貯水槽式水道工事の申込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

- ① 「貯水槽水道(設置・変更・撤去)届」(施工基準第14号様式)
- ② 受水槽以下設備平面図及び系統図等
- ③ 水理計算書
- ④ 受水槽までの給水装置については、「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。



図III-1-1 給水装置工事業務フロー図

## 1.2 受付及び承認

### 1 一般事項

- (1) 申込みの受付日及び受付時間は、原則として月曜日から金曜日（年末、年始、祝日を除く）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (2) 「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）等は、当日の書類審査を原則とする。
- (3) 記載事項及び添付書類等に不備のあるもの（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない。）又は、具体的な計画のない工事は受理しない。
- (4) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。
- (5) 「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とする。承認した際は、提出された「給水装置工事申込書」の写し等をもって通知する。
- (6) 承認後は、「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）等は企業長が保管し、手数料等の納付が確認できるまで、持ち出しが禁止する。

### 2 手数料及び加入金の徴収

設計審査手数料は、原則企業長による設計審査時（審査受付時又は承認時）、工事検査手数料は、工事検査時（工事検査申請時）に企業長が発行する納付書をもって徴収する。

なお、手数料は、給水条例に定める種類に応じた金額とする。

加入金は、企業長の設計審査終了後、承認通知時に発行する納付書をもって徴収する。

### 3 審査事項

企業長は、申込み書類が提出されたとき「第VII章 1 設計審査」に従い審査する。

## 1.3 現場調査

申込み書類を受け付けた後、企業長は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

## 1.4 工事の施行

- 1 申込みの審査を行い、承認を得たものは工事を着手することができる。
- 2 配水管からの分岐又は撤去をする工事は、事前に「給水管分岐等立会い申込書（窓口設置の立会予定簿）」に記入し、企業長と施工日時の調整を行う。

## 1.5 工事の完成

- 1 工事完了後「第VII章 2.1 指定事業者の自主検査」に従い指定事業者による自主検査を行う。

2 自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。

(1) 工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとする。

① 「給水装置工事検査申請書」(施工基準第15号様式)

② 「完成図」(施工基準第5号様式)

完成図には、位置図、平面図、立面図等を図示する。

③ 「使用材料基準適合確認書」(施工基準第3号様式)

設計審査時提出の使用材料に変更があった場合は、修正等を行う。

④ 「給水装置工事検査確認表」(施工基準第16号様式)

⑤ 工事写真

工事写真については、「第VII章 2.4 工事検査の実施」に従う。

(2) 検査事項

企業長は、工事検査の申込み書類が提出されたとき「第VII章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

(3) 工事検査手数料

「1.2 2 手数料及び加入金の徴収」に従い工事検査手数料を徴収する。

## 1.6 メーターの出庫

給水装置の新設や改造工事に伴うメーターの出庫は、給水装置工事検査申請時以降とし、給水条例で定める「水道使用開始届」等に基づきメーターを出庫するが、加入金の納付を条件とする。

メーターの出庫は、給水装置工事受付窓口等の企業長が指定する場所とする。

なお、口径40mm以上のメーター及び集合住宅等1工事案件でまとまった数のメーターを必要とする場合等は、準備も必要になることから、事前に企業長と調整し、その指示に従う。

## 1.7 工事検査（現場検査）

1 提出された「給水装置工事検査申請書」(施工基準第15号様式)及び「完成図」(施工基準第5号様式)、工事写真等に基づき、当該給水装置工事現場にて工事検査を行う。

なお、工事検査については、工事内容に応じ、現場立会検査、企業長によるパトロール検査、机上による写真検査等とし、企業長の指示に従う。

2 工事検査には、机上検査を含め、当該給水装置工事に指名された給水装置工事主任技術者が立ち会うこと。

3 工事検査に際しての検査事項は「第VII章 2.4 工事検査の実施」に従い検査する。

4 工事検査で不合格の場合は、速やかに改善し、再検査を行う。

5 工事検査に合格したものは、「給水装置工事完成届」(施工基準第17号様式)を提出する。

## 1.8 道路占用及び河川占用許可申請等、監督官庁への諸届

### 1 道路及び河川占用許可申請手続

道路下（公道）に給水管を布設又は道路下に布設されている給水管を撤去する工事を行う場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

また、河川占用の場合にも河川法第24条により、事前に河川管理者に対し、河川占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

市町道及び県道、国道並びに河川の占用手続きは、当該道路管理者及び河川管理者の指示に従い行うものとする。

道路管理者等の指示により、当該給水装置工事の申込者から提出される道路占用及び河川占用の申込みに基づき、企業長がこの事務を行う場合は、以下のとおりとする。

#### (1) 申込み方法

給水装置工事の申込みの際、当該道路管理者等の占用申請に必要な図書を添付し、申込みを行う。

なお、道路等占用に関する条件及び占用に必要な図書類等は、道路管理者等の指示に従うこと。

#### (2) 占用許可関係書類の作成

企業長が手続きを行う場合の当該道路管理者等への占用許可関係書類（申請書、添付書類、工事写真、完成届等）は、原則として指定事業者が作成する。

#### (3) 占用工事完了時

占用工事完了時には、当該道路管理者等の指示による必要図書類を企業長に提出する。また、道路管理者及び河川管理者による現場立会を要する場合、原則として給水装置工事主任技術者を同行させる。

#### (4) 占用許可を取消す場合等

占用許可手続後、当該工事の占用許可を取り消す場合又は工事期間等の変更を行う場合、道路管理者等へ提出する書類の作成は、指定事業者が行う。

なお、当該給水装置工事の取消又は変更する場合は、別途本施工基準による手続きが必要となる。

### 2 給水管分岐及び撤去工事施工時の検査

給水管の分岐工事又は撤去工事施工時に立会い検査を行う。この場合の取扱いは「第VII章 2.4 工事検査の実施」による。

### 3 他の埋設物に対する措置

工事箇所にガス管、電線及び電話線などが埋設されていて、工事上の措置又は工事施工後の防護などに特別な配慮を払う必要があると思われるときは、それぞれの管理者に連絡し立会いを求めなければならない。

#### 4 道路使用許可等

給水装置工事に伴い掘削等で道路を使用する場合は、所管する交通管理者（警察署）に道路使用許可申請を行い、許可を得なければならない。

また、消火栓等消防施設の使用に支障を来たす場合は、所管する消防署等に届け出ること。

#### 5 仮復旧又は竣工後の道路陥没等の対応

当該工事箇所における道路陥没等の緊急時は、指定事業者又は緊急時対応責任者へ連絡する。

連絡を受けた者は、現場を確認し、道路管理者等の指示の下、速やかに、修復又は復旧する。

### 1.9 臨時（工事用）給水装置工事

建築工事等の工事用を目的とした臨時の給水装置工事については、「1.1.2 給水装置工事の申込み」と同様とし、その後の改造等工事がある場合は、別途、申請する。

## **2 工事変更等の取扱い**

### **2.1 工事内容の変更**

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、「給水装置工事取下げ届・給水装置工事設計変更届」（施工基準第18号様式）を提出する。なお、その際は、あらかじめ提出した「給水装置工事申込書」（施工基準第1号様式）及び「使用材料基準適合確認書」（施工基準第3号様式）、「設計図」（施工基準第4号）を修正等して企業長に提出しなければならない。

### **2.2 工事の中止**

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したとき、又は取り消す場合は、直ちに「給水装置工事取下げ届・給水装置工事設計変更届」（施工基準第18号様式）を企業長に提出しなければならない。